

令和 6 年度

第 4 回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 6 時

■場所：草津市役所 8 階大会議室

■出席委員

浅野委員、石井委員、薄田委員、宇野委員、奥井委員、神部委員、佐々木委員、高尾委員、
中島委員、永田委員、藤田委員、保田委員、柳澤委員、山崎委員

■欠席委員

左寄委員、杉江委員、土田委員、丸山委員、八木委員、横江委員

■事務局

子ども未来部：高岡部長、板垣理事、小川副部長、松尾副部長

子ども・若者政策課：織田課長、島川課長補佐、河合係長

関係課：子ども家庭・若者課、幼児課、幼児施設課、子育て相談センター、
発達支援センター、家庭児童相談室、児童生徒支援課、生涯学習課、
人づくりのサポートセンター

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

<委員 20 名中 14 名の出席、事務局より開会を宣言>

2. 議事

(1) 草津市こども・若者計画（案）について

①前回からの変更点

【事務局】

<資料 1、資料 2、資料 3 説明>

【委員長】

ありがとうございました。計画の90ページの「基本理念」についてですが、本来、基本理念の提示があり、それを説明するために文章を続けるかと思います。資料を見ると、先に基本理念の説明があって、後で基本理念が来ているのは、順番が逆ではないかと思います。まず基本理念を見て、その上でこういう思いを込めて理念を示したという順番で見てほしいと思います。また、説明は簡潔に書いたほうが、基本理念を理解していただけるのではないかと思います。内容は事務局で検討していただくとして、該当ページについては、項目の順番を入れ替えることについていかがでしょうか。今、説明した形のほうが分かりやすく、本来そうあるべきだと思いますので、先に理念を提示して、理念の説明として下に文章を掲げるという形でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、承知いたしました。

【委員長】

これ以外のところで何か気になることやご質問ございますか。

【A委員】

先ほどご説明のあった午前5時間制草津プランの導入について、こちらは午後の時間が長くなり、お昼を食べてからの時間については様々な活動をするのに適したものになると伺っております。もともとは、学校の先生方が大変忙しく、授業の準備の時間をつくるために生まれた制度で、それが子どもたちにとっても効果があるということで進めていく計画だと思っています。制度自体は素晴らしいと思いますが、関連して学童保育では、長く子どもが生活することになってくるかと思います。

それに伴って学童保育における人件費が上がることや、今まで保護者の帰宅時間の関係で対象ではなかった家庭、その児童という新たなニーズが増えることも考えなければいけない。保護者の方にメール等々でご意見を聴取されていたと思いますが、学童保育においても、対応が必要になってくるかと思うので、聞き取りなどしていただく必要があるかと思っています。

【委員長】

ありがとうございます。今のご意見について、お聞きしていいですか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。児童育成クラブと学校との接続部分でお尋ねをいただきました。学校の取組については学校教育課で保護者向けアンケートを取り、ご意見を伺って

おります。学校と学童保育の接続については、現時点でも学校ごとに放課後時間のスタートが違っており、午前5時間制草津プランの導入後は、今遅いところが少し早くなる、もともと早いところはあまり変わらないというように、クラブ間の差が小さくなるかと思います。指定管理の仕様書の中でも、経費算定上は、どの時間であっても準備の時間等は積算の中に入っております。事情の変化が起こり確定しましたら、そのときに児童育成クラブの事業者様にもご説明をいたします。

【委員長】

ありがとうございます。他に何かございますか。

【B委員】

目標値の変更について、前回会議でお話した中でご検討いただき、手応えを感じられる目標値になると感じました。併せて、1つ目の「ひとり親家庭の暮らし向きの向上」の数値目標についてはこのままということだったので、この点、それでもう致し方ないのか、何とかならないのかと思い、意見として述べます。

この調査の場合、全てのひとり親家庭からの聴取は取りにくいと思いますし、答えていない人ほど実は支援が必要という心配があるので、何とかならないかとお話をしました。本当に必要なところに必要な支援が届いている、という具体的なイメージをしたときに、相談業務の中でも特に社会的困難を抱える方々への相談や支援が届く、いわゆる隣保事業というものが本当に大事なと常々思っています。訪問による相談や同行支援によって、潜在化している課題をいち早く把握することにつながってくると思うので、相談件数のうち同行支援、または訪問による相談の割合などを目標値の設定にするのは難しいでしょうか。

【事務局・子ども家庭・若者課】

「ひとり親家庭の暮らし向き向上」の数値目標についてですが、これは毎年、児童扶養手当という、ひとり親家庭の方への手当の現況届を窓口において対面で受付しており、そのときに行っているアンケートから算定したものになります。ほぼ、ひとり親家庭の総数に近い方からアンケートを取ることができているものになります。ですので、ここに出てくる数字は、前回のご指摘から変えずにこのまま使用しております。

同行支援や訪問については、ひとり親の方の相談を受けた後、同行支援まで行っているケースは、実態としてはありません。訪問についても、ひとり親の方から受けた相談を必要な支援の窓口につなげ、訪問していただくことはありますが、これもケースとして多くあるものではなく、数%未満かと思います。

【B委員】

ありがとうございます。ひとり親家庭に限定した話ではなくて、社会生活に困難を有する

こども、若者、家庭に寄り添った細やかな支援全体に対しての目標値の設定ができないかと思ったので意見させてもらいました。

ひとり親家庭のほぼ全ての意見を聞き取り、その数値目標と言われているのはそのとおりだろうと思いますが、これまで様々なこども、保護者等に接している中で、実際に児童扶養手当をもらえるように支援し手を尽くしても、結局なかなか難しいというひとり親家庭の方も実際にいらっしゃる。その姿を思うと、ひとり親家庭の全員の意見ではないという思いや、そういうところへこそ支援を届けたいという思いがあるので、何とかならないかということなのです。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。重点施策における目標値をどの単位、どこの着眼点で上げていくのかというご意見だと思います。今、私どものほうでは幾つも見点のある中で、ひとり親家庭の方をどのように見ていくのか、児童虐待防止の面も含めて家庭児童相談室での支援の状況、発達支援という3つの観点で数値目標の代表的なところをとっています。加えて、B委員がおっしゃったような、もっときめ細かいミクロの支援状況という点については、なかなか数値化した目標が設定しにくい現状です。数値目標としては設定できませんが、各個別事業においてそれぞれ毎年度、事業評価という形で事業ごとに説明をし、その中で質疑応答のやり取りを今後も継続できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

補足いたします。この計画について市議会に説明をしている中で、ある議員から今の目標値に対して、その方が困っているのは経済的になのか、精神的になのか、実際のところはどのようなのだろうという質問がございました。何に困っておられるのかをしっかりと伺いた上で、必要な支援につなげていかないといけないと思いますし、B委員のご意見の趣旨は、いろいろな相談窓口があり、それらの場面でしっかりと何に困っているのかをお聞きした上で、必要な支援につなげていくように取組の中で行っていきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。どこまで細かく計画の中につくるのか、一部だけ非常に掘り下げた他は、ということもございます。ただ、僕もB委員がおっしゃったことはよく分かります。目標値はこういう形にしておきつつ、これを実施する中で個別に今おっしゃられた視点を大切にしながら分析をしていただき、支援の必要な人にきちっと必要な支援を届ける努力をしていただきたいということをお願いしておきます。他に何かございませんか。

【C委員】

175 ページの「発達に支援が必要な方への相談件数」の部分で、相談件数の増加を目標値として設定されています。今、相談を受けておられるお子さんの保護者から、かなり順番を待たされているなど、様々な意見を耳にします。親身に対応していただいているのは分かっていますが、待たされているといった意見が出るという、残念な状態になっています。相談件数の増加に対して、人員配置が足りていないのではないか、スタッフの中での連携に関して難しい部分や、報連相ができにくい状況になっているのではないか。人手が欲しいのだったら、どこかに声を上げていかないといけないのではないか、など、相談件数の増加と書かれると、また負担が増えるのではないかと心配しています。

【事務局・発達支援センター】

おっしゃるように、希望された日時での相談対応が難しいときもありますが、相談というのは支援が必要な方をキャッチする場でもあり、必要な支援につなげる場のきっかけになる重要な部分ですので、人員や相談体制も整うように見直しながら、対応していきます。ご心配をおかけしまして申し訳ございません。

【委員長】

相談件数を増やすためには体制を整えていかなければいけない、その辺りも含めてよろしく願いいたします。ありがとうございました。

この件に関してはこれで一旦、閉じさせていただいて、次へ行きたいと思います。②の第5章「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項、③第6章、重点的な取組の目標値について、事務局からご説明をお願いします。

(1) 草津市こども・若者計画（案）について

②第5章「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項

③第6章 重点的な取組の目標値について

【事務局】

<資料2、資料3、資料4説明>

【委員長】

ありがとうございました。数値目標等々、細かく出てきたのですが、D委員の事前の質問【質問内容：令和6年度における全体の預かり人数のうち、児童養護施設で預かる人数の割合はどの程度か】【回答：約20%】についてはどうですか。

【D委員】

里親会に入っている方から、非常に忙しく、朝から晩まで飛び回るような状態で何とかな

らないのかという相談を数回受けています。そういった事情から実態がどうなっているのかということを知りたく事前に質問した次第です。養育施設等で預かる人数が少なく、それ以外での預かり、特に里親会が非常に多いと聞いています。

【委員長】

今のご回答で現状はご理解いただけたということによろしいですか。

【D委員】

現状は理解しましたが、その目標の日数が妥当なのかというのは私自身には判断はできません。前回も申し上げましたように、ファミサポ等の受け手の方を、短期支援事業の受け手としても活躍してもらえるような施策の検討をお願いしたいと思っております。

【委員長】

今のご意見について何か事務局からございますか。

【事務局・家庭児童相談室】

子育て短期支援事業につきましては、利用できる方が規則で決まっていて、社会的な事由、出張に行かれるとか、レスパイトとか、育児疲れの解消であるとか、そういった方に使っていただく制度になっています。その中で今、児童養護施設と里親会が主に預かっていただいて、確かに里親会の負担が多くなっているのは事実です。申請に来られる方には児童養護施設か里親会か、希望を聞かせてもらった上で望まれるほうを設定します。その中で、里親会にも児童養護施設にも無理のない範囲で預かりをお願いしているという形です。

今、D委員がおっしゃったように受け手が今後もっと広がっていく必要があるという部分については、我々のほうも新しい受け手を探していこうと考えております。以上です。

【E委員】

里親会について質問です。私も知り合いに里親会の役員をやっている方がいらっしゃるのですが、そもそもこれは民設なのですね。ご自身で催し物をされて里親会の人員募集をされているというチラシをもらいました。里親会の方が人員募集をされているのを見て、児童養護施設というのは国の施設なのに対し、民設頼みというのはどうなのでしょう。ファミリー・サポート・センターと違って、里親会は補助金が国から下りているとは聞きますが、今の人員不足もありますし、一泊の方、半日や短期での預かりもあると聞いています。私にも里親会に入らないかと声も掛かってきます。自分たちで人手を増やしておられるのを感じているのですが、それは草津市としてはどのように支援をされているのかを聞きたいです。

【事務局・家庭児童相談室】

ご質問いただいています里親会ですが、そもそも里親は、一定の講習を受けていただいた方が里親として県に登録していただき、登録された方の中で里親会というのをつくって、そこに子育て短期支援事業を委託している状況です。今、国でも家庭的な雰囲気の中でお子さんを預かることを推奨していて、その中で里親のニーズが高くなってきていますが、おっしゃったように、様々な機会を捉えて里親になりませんかということで、登録していただける方の啓発活動はしております。そちらは県が主催になっていますが、エイスクエア等での啓発等に市も一緒に行って、イベント、啓発の機会を捉えて里親会も県も市も一緒に協力をしながら拡大できるよう、啓発を行っています。

【事務局】

里親の説明については以上のとおりで、児童養護施設についても基本的には民設で運営されているところがほとんどです。基本的には民設に子育て短期支援事業を委託し、お願いするというような形になっております。

【委員長】

ありがとうございました。他に、何かあればお願いします。

【A委員】

子育て短期支援事業について、もう1点伺いたいです。まず155ページ、「子育て短期支援事業」の令和4年度の延べ利用日数が196日で、令和5年度から急に729日に増えているのですが、これはどういう要因で増えているのでしょうか。

また、154ページの「病児保育事業」のグラフに関して、「体調不良児対応型」のグラフを見ると、令和5年度が931人、令和6年は4,305人と、約4.6倍の数になっています。これは何か要因があったのか、それとも集計の仕方が変わったのか、教えていただきたいです。よろしくお願いします。

【事務局・家庭児童相談室】

「子育て短期支援事業」について、急激に利用実績が伸びていることについては、第1回の会議の中でも触れましたが、情報が必要な方に届くように広報や、実際に支援中の方への啓発も行っています。支援の必要な方がそれだけ多く、そういった啓発活動の結果、利用実績として伸びていると思っています。短期的に1回使われる方から、レスパイトの意味で複数回使われる方もいるので、大きな増加につながったと考えております。

【事務局・幼児課】

病児保育の「体調不良児対応型」については、従来、公立だけで対応していた分が私立ま

で対象が拡大した関係で、数字が増加しております。

【委員長】

潜在的なニーズが非常に高いということですね。広げればこれだけ利用がある。ありがとうございます。

【F委員】

165 ページの「産後ケア事業」などもそうですが、子育てというと母子の支援が多いと思います。私もこどもが生まれてすぐ育休を取得しましたが、こどもが生まれた瞬間にこどもと関わることが子育てにとってすごく大切だと思っています。今では、父親も産後うつになる可能性もあると思います。父親への支援も母子と同じように定期的に、子育てについての相談場所や、子育てのことを知る機会が平等にあってもいいと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

【委員長】

そうですね。母子だけではなくて父子という視点での支援、その辺りは市としてはどういうふうに対応をお考えなのか、お願いします。

【事務局・子育て相談センター】

妊娠届出の時点で妊婦さんとパートナーさんと一緒に来ていただいて、妊婦体験をしていただいたり、妊娠、出産に向けての準備等のお話をしたりと、パートナーさんへも情報をお伝えして、一緒に子育てすることへの説明をしています。妊婦教室の中でもパートナーさんと一緒にご参加いただいて、育休制度を活用しながら一緒に子育てをする準備や、家事、子育てについての心構えなど、情報提供をしております。

現在、出産・子育て応援事業で面談をしている中で、パートナーさんも一緒に面談を希望されるという方もおられます。一緒に子育ての情報を、面談や訪問時にお伝えしているような状況でございます。

今後も出産、子育てに向けての情報発信ができるようにしていきたいと考えております。

【F委員】

そういう機会が増えていけば、子育てといえは母親、のような意識も少しずつ変わっていくと思います。父親の積極的な関わりが本当に子育てにとって大切だと思いますので、そういう機会が増えればと思っています。ありがとうございます。

【委員長】

そういった情報が伝わらなければ意味がないということもありますので、父親の子育て

参加というのは大切な課題の1つですから、よろしくお願いいたします。

【G委員】

出産前に親になる心構えの教室などは認知度も高く、職場でもそういう雰囲気になってきたと感じています。ただ、2歳の頃にこどもの扱いに悩んでしまうとか、幼稚園や保育所に入る際、自分の家族の生活状況でどこにどう申し込めばいいのかとか、小学校に入る前の不安とか、その時点の一日体験入学とか、全て平日、母親だけで行くしかない状況があります。妊娠期に両親学級があるように、2歳のお子さんの両親の学校というか、そういうことを知る機会として、市町村で、できれば希望者を募るのではなく、2歳健診と同様に、ご両親に今の2歳というのはこうですよというのを知る機会として、教室があったらいいと感じています。個人的には大学の一般教養の中に保育などを入れてほしいぐらい、身近なところで教育を受ける機会がなくなっていると思っています。できれば、生まれた後の親教室というのが市町村で開催されていたら嬉しいなと思いました。

【委員長】

ありがとうございます。そういう声は非常に強くあるということですので、お聞きいただいて、またそういう視点から施策ということを考えていただければと思います。

【副委員長】

第5章の辺りで就学前の教育について出てきましたが、103ページ「保育士等の確保」というのが33番に書かれています。どの保育園、認定こども園、幼稚園、いずれも保育士の確保は非常に困難を期している。紹介業者を使うと、高い紹介料を取られるのが現状です。保育士の確保に取り組むと書いてありますので、これに対する具体的な施策をぜひお願いしたい。例えば、市のほうで就職フェアをするとか、あるいは人材確保のためのマッチングフェアとか、そういったことも可能であればお考えいただきたいと思います。

併せて、関連して104ページ43番の、いわゆる保幼小との架け橋プログラムと言われているものですが、これも部分的には進めておられるが、全体的には進んでいない気がいたします。特に私立の幼稚園、保育園ですと、その学区の小学校に必ず全員が行くわけではない。では、どこで架け橋を組んだらいいのかが疑問にあります。つい先日、文科省の講演があったので、そこで聞きましたところ、架け橋プログラムについては各地域の教育委員会にリーダーシップをとってもらいなさいというお話を聞きましたので、ぜひよろしくお願いいたしますと思っています。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。保育士と架け橋期カリキュラム、幼小連携ですね。この点についての提案とお願いということだったのですが、お願いします。

【事務局・幼児課】

まず保育士等の確保についてご説明をします。今、全国的に保育士等が不足しておりますが、特に滋賀県の有効求人倍率では全国の中でもかなり確保が困難な状況です。そういった中で保育士の確保は公立、私立、こども園、幼稚園、保育所ともに喫緊の課題と認識しており、今年度においても各施設で就職フェアに参加されておりますし、草津市としても就職フェアに参加しております。その上で現在、取組を進めているのが、保育士に対して草津市を選んでほしいというチラシの作成です。配布を先月から進め、ダイレクトメールで直接、保育所の先生等になりたい方にチラシを送ることや、小学校の保護者にメールを送る機能などを利用してPRを進めているところです。特にPRの中では、保育士等の奨学金返還事業を昨年度から進めていること、また、保育士の就職定着の狙いから、新たに草津市内の保育施設等で働く方に対して年10万円という定着支援金を支給していることを周知しています。取組を継続していくことで保育士等の確保を進めていきたいと考えております。

次に、保幼小の連携について保育の立場からご説明いたします。今現在、草津市で幼保小の接続推進会議というのがあります。全体会を開く中で、就学前の公私立問わずの施設の先生方や小学校の各地域の先生方で、こどもの育ちが就学前から小学校に続いている中で架け橋期のプログラムの策定に当たっています。ただ、これはプログラムを作成することはもちろんですが、プログラムを作成する過程において、就学前の施設の先生方と小学校の先生方がともに議論をすることで、こどもの育ちを見つめ直すところが重要になっております。必ずしも従来のプログラムや各区別のプログラムをつくっていくことだけが目的ではなく、まずは基本をきっちりと、こどもの育ちから先生方が共有していくという取組が、今現時点で進んでいるのではないかと理解しております。

【事務局・教育委員会】

幼保小連携について、教育委員会からもお伝えします。幼保小期の接続カリキュラムですので、実際の計画的な教育の部分を挙げております。その前段階には草津市幼保小接続会議を行う中で、お互いの実情を伝え合って必要なカリキュラムを組むという意味はあるのですが、こういった会議の場でお互いの様子を踏まえての歩み寄りが必要になる部分は大事にしていきたいと考えております。

一方で実際は、カリキュラムという固い部分でなく、もう少しソフト面で、例えば絵を描きましょうとなったときに、保幼だと大きな机をみんなでシェアして真ん中に絵の具を置いて、みんなで共用して描いている。ところが小学校に入ると1人1台、机があつて、自分の絵具セットがあつて、自分の作品を1人1個つくるという大きな変容がある。少し前に流行りました小1プロブレムという言葉で表されたのは、カリキュラムとソフト面、両方だと感じております。そういった意味で、保幼の会議の場だけでなくお互いの保育の場、教育の場を見ていく場というのはとても大事になるので、各地域、各校で進めていただいていると

ころです。これからも大事にしていきたいと考えております。

今、保幼の施設の小規模化が進んでおり、多い学校だと 30～40 の施設から入学してくる実態もございます。入学直前にいろんな照合等、必要なこどもの情報をやり取りすることがありますが、それだけでもなかなか厳しい状態に進んだりしています。そこも踏まえて合理的でありながら、連携というものを各々工夫してやっているのですが、教育委員会としてもそこをサポートできるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【委員長】

よろしくお願いします。時間もまいりましたので、質問はこれぐらいにさせていただきまして、議題 3「答申について」ということで、皆さまにお諮りしたいと思います。

3. 答申について

【事務局】

皆さまから様々なご意見をいただき、ここまで計画をつくることができました。ありがとうございます。今日いただいたご意見と事務局からの提案が 2 点ございます。1 点目が様々な修正も含めてですが、まず 90 ページの「基本理念」の中の囲みを上段にもってくる修正を行うこと、それから、164 ページの「乳児等通園支援事業」の表というのを改めて再考することです。この表を削除して注釈を書き換えるという修正を加えた上で、こちらを原案として答申に進んでいただけるかを委員長のほうからお諮りいただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

皆さまからいろいろご質問、ご意見いただきましたが、基本的なところは事務局からご質問はお答えいただいたということで、事務局から確認がありましたように、1 つは 90 ページの基本理念をまず先にもってきて、その説明がこれだという、順番を入れ替えるということ。164 ページについては、表の部分がまだ確定していないため、今回の計画の中では、とりあえず削除すること。この 2 点の修正を加えたものを市のほうへ提出するというので、ご了解いただけますでしょうか。

【異議なし】

【委員長】

ありがとうございます。そういった形で市長のほうへ提出をさせていただきたいと思います。資料 5 のほうは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

<資料5 説明>

【委員長】

この答申文について何か修正、あるいはご意見等がございましたら本日修正いたしますが、よろしいでしょうか。では、皆さんにご審議いただいた計画案については、12月13日の15時から責任を持って、私のほうから答申させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、全ての審議が終了いたしましたので、この後の進行については事務局へお返しいたします。

5. 閉会
